令和７年度　学校経営方針

１　校訓　　自主　協調　勤労　創造

２　教育方針

自主、協調、勤労、創造を校訓とし、多様性を尊重し、創造性豊かで新しい時代を主体的に切り拓く逞しい人間育成を目指す。

３　教育目標

（１）自ら学ぶ意欲と主体的に探究する力を養い、新しい時代を切り拓く力を備えた人間を育成する。
（２）個性を伸長し、豊かな教養を身につけた、健康ではつらつとした創造性豊かな人間を育成する。
（３）技術・技能と技術者倫理を身につけ、豊かな心をもつ人間を育成する。
（４）将来、工業の中核を担える技術者を育成する。

４　学校経営の基本方針

（１）自ら課題を見つけ、課題解決に向けて全力で取り組む生徒を育成する。
（２）協調性を身につけさせ、自己有用感の育成を目指す。
（３）保護者・地域と連携・協働し、信頼される学校を目指す。
（４）拠点校として、地域と協働する事業や活動に取り組む。

５　具体的方策

（１）授業の充実

ア　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を実践する。
イ　体験活動や問題解決的な学習を重視し、協働して活動する場面を取り入れる。
ウ　ＩＣＴ等を活用した授業環境の充実を図り、活用方法について研究し実践する。
エ　基礎的・基本的内容に即した教材の工夫と教材研究の深化に努める。

（２）　道徳教育の充実

ア　道徳教育を推進し、ホームルーム活動の充実を図る。
イ　ボランティア活動等を通じて、社会連帯の精神の涵養や共生社会に必要な能力の育成を図る。
ウ　郷土を愛する心を育む指導の充実を図る。

（３）キャリア教育の充実

ア　教育活動をとおして、進路実現に繋がるキャリア教育の推進を図る。
イ　学年・学科・分掌が連携し、進路情報の発信と共有を強化する。
ウ　インターンシップ、企業見学等を活用し、職業観・勤労観の育成を図る。
エ　県内企業を知る機会を設定し、県内就職率の向上を目指す。
オ　生徒の希望に応じた進学講習と公務員講習等の充実を図る。

（４）生徒指導の充実

ア　挨拶、清掃、時間厳守など基本的な生活習慣の定着を図る。

イ　生徒理解に基づいた心の支援のための教育相談の充実を図る。

ウ　学年・生徒指導部・いじめ防止委員会の連携を密にし、いじめや問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に努める。

（５）特別支援教育の充実

ア　特別な支援や配慮を必要とする生徒の理解に努め、校内で情報共有し、支援体制の充実に努める。

イ　関係機関との連携を図り、支援の充実を図る。

（６）特別活動の充実

ア　自主的な態度を育むためにホームルーム活動を工夫する。

イ　自治的な意識を高めるために生徒会活動を工夫する。

ウ　感動や連帯感を高めるために学校行事を工夫する。

エ　保護者の協力と理解を仰ぎ、よりよい特別活動を推進する。

（７）　体育・健康教育の充実

ア　運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導に努める。

イ　健康に関する知識を身に付け、自ら健康な生活を実践する指導に努める。

ウ　食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導に努める。

エ　安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導に努める。

オ　学校内で５Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔・躾）を励行させる指導に努める。

（８）工業教育・資格取得の推進

ア　工業推進委員会が中心となり、県の推進する事業等に、地域と協働して積極的に取り組む。

イ　専門高校の特色である職業資格の取得を奨励し、各学科が指導計画を立てて支援する。

（９）研修の充実

ア　校内研修体制の充実・整備を図る。

イ　学校の教育課題解決のための実践的研究の充実を図る。

ウ　家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進に努める。

(10) 国際化、情報化に対応する教育の推進

ア　外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成を図る。

イ　英語検定の受験を奨励し指導を推進する。

ウ　学習指導におけるＩＣＴの適切な活用を推進する。

エ　情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育を推進する。

令和７年度　八戸工業高校の教育目標の具現化に向けて（教職員の姿勢）

１　本校の主たる教育目標

『工業の中核を担える人材の育成』

（資格取得、技術・技能や技術者倫理の習得、コミュニケーション能力の育成、協働性の育成等）

２　具体的方策

（１）進路指導の充実

① 大学進学希望者の指導体制の確立に努める。

（講習計画・総合型選抜対応・面接指導・志望動機の指導　等）

（２）生徒情報の共有化及び生徒理解を深める

① 生徒指導部と教育相談委員会を効率的に機能させ、不登校生徒や心の問題を抱える生徒に対し早期に複数教員で対応にあたる。

② 教育相談委員会の委員は、会議で得た生徒情報を確実に各分掌（学年・学科等含）の会議等で話題に上げ共有化を図る。

③ 生徒をよく観察し、生徒の取り組みを適切に評価し、生徒の頑張りを認める。（褒める）

④ 生徒との面談の際は、生徒理解に努め生徒の声に耳を傾ける。（教職員の聞く姿勢）

⑤ 生徒を指導する場合は、個々の生徒の理解力に応じた言葉を用い、生徒の理解が得るよう努める。

（３）教職員の信頼関係の構築

① 教職員の相互理解に努める。（職場での円滑なコミュニケーションを図る）

② 教職員間の協働体制を強化する。

（４）保護者及び外部対応について

① 保護者及び外部の方への対応は慎重に行い、傾聴に努め、学校としての回答に努める。

（憶測による回答は避け、管理職や分掌主任への報告、連絡、相談に努める）

（５）学校課題の共有化

① 学校の問題点を共有し、学校全体で改善策を考え解決に取り組む。

（６）教職員の多忙化解消と健康管理について

① 部活動の適正な運営に努めるとともに部顧問同士の話し合いにより平等に休養がとれるよう努める。

② 教職員の多忙化を解消するため業務の見直しや効率化に努める。

（７）学校情報の発信及びＩＣＴ等の活用について

① 適宜ＩＣＴ等の情報関連教育機器を活用し、学習活動の充実を図る。

② 学校ホームページの更新に努め本校の魅力を発信する。

（８）服務規律の確保について

公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務していることから、一般県民以上に厳しい、高度の行為規範が要求される。

① 体罰、暴言、ハラスメント、公金の管理、個人情報の管理、交通事故及び違反等、非違行為根絶に努める。